

## 相続用

### ご家族・ご親戚の死亡による「金融機関」提出等 「相続関係」の手続きで戸籍証明書が必要な方へ

金融機関等からお亡くなりの方の「戸籍謄本」や「除籍謄本」、「改製原戸籍」を提出するように言われることがあります。

これは死亡の事実確認や、相続等の手続きをする方との関係を証明する場合、法定相続人を特定する場合など、様々な理由があるようです。

一般的に相続の場合は「法定相続人」を特定する必要があり、被相続人の「出生から死亡」までといった連続した記録が必要で、配偶者とお子さんや兄弟姉妹他、生涯全ての家族関係がわかる情報が必要とされています。

また、金融機関ご指示の「戸籍謄本」や「除籍謄本」、「改製原戸籍」のみでは、手続きに必要な証明書を用意するための情報が不足していることがあります。相続の場合、戸籍のどのような記録が必要なのか具体的な情報が必要です。その情報によりましては、複数の証明書が必要となったり、金融機関ご指示の証明書には必要な記録が載らないことがあります。

そこで大変ご面倒ではありますが、まずは以下の要領にて今回必要な戸籍証明がどれにあてはまるのか、提出先にご確認いただくことをお勧めしています。

- ② 死亡した方の「死亡の事実」がわかるもの
- ② 死亡した方と誰々の関係がわかるもの（例：関係【親子】、【兄弟】がわかるもの）
- ③ 死亡した方の出生～〇〇に転籍をするまで連続した全ての情報
- ④ 死亡した方の婚姻～死亡するまで連続した全ての情報
- ⑤ 死亡した方の出生～死亡するまで連続した全ての情報

これをもとに以降の請求書、または便せんなどに必要事項をご記入のうえ、戸籍証明書の郵送請求書を作成ください。また、死亡時の本籍地をご確認頂き、小笠原村（島）の本籍地と筆頭者名を正しくご記入下さい。

個人により異なりますが、出生から死亡までの間には複数の戸籍に在籍することが一般的で、期間分の証明書が必要な場合は、在籍した戸籍の数だけ証明書が必要となります。

この証明書の種類と数は個別に調べないとわかりません。詳しくは郵送請求の到着後に調査を致します。定額小為替の手数料等ご負担をお願いすることになり大変恐縮ですが、多めの手数料をご手配下さいようお願いしております。

#### ●郵送請求に必要なもの

##### 1. 郵送請求書

次頁の様式または便せんなどに必要事項を漏れなくご記入下さい。

##### 2. 手数料（定額小為替） ※郵便局でお買い求めのうえ、無記名でお送りください。

期間分の戸籍が必要な場合は調べないと通数、金額が判明しません。

この場合、概ね3,000円分ご用意下されば間に合うことが多いようです。釣銭は定額小為替にてお返しします。

なお、それぞれの発行手数料は

**戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）450円、 除籍謄本または除籍事項証明書 750円、 改製原戸籍 750円** です。

##### 3. 返信用封筒

住民登録している住所をお書きのうえ、切手をあらかじめ貼って下さい。各証明書はA4サイズで作成します。封筒の大きさは「長3」またはこれより大きいものをご用意下さい。発行通数が多い方はA4用紙が二つ折り、または折らずに入れることが出来る大きめの封筒をご用意下さい。

##### 4. 本人確認書類

運転免許証など、お名前・住所のわかる公的な証明書のコピーを同封して下さい。

##### 5. 死亡者と証明書請求者のご関係がわかる書類（戸籍など）のコピー

※小笠原村で保管している戸籍で確認が出来る場合（同籍の場合）は不要です。

郵送請求の送り先、並びにお問い合わせ先

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町 小笠原村役場 村民課住民係 戸籍担当

電話 04998-2-3113（直通）

●お願い● 本土～小笠原村の船便の都合上、ご請求からお手元に証明書が届くまで2～3週間程度かかります。

あらかじめご了承のうえ、余裕をもってご請求下さいますようお願い申し上げます。

（船便の運航について “小笠原海運” で検索、または「<http://www.ogasawarakaiun.co.jp>」）

請求書の必要事項に記入漏れや間違いがある場合、交付できないことがあります。ご不明な点はお問い合わせ下さい。

相続用

戸籍関係証明書請求書【郵送請求】

東京都小笠原村長 殿

● 1. 死亡した方について

私の配偶者・父・母・祖父・祖母・その他( )		生年月日	明治	・	大正	・	昭和
氏名			年		月		日
上記の者が、平成・令和 年 月 日に、死亡したことによる手続きに必要な							

● 2. 必要な証明書について

↓ 番号を一つだけ選んで○で囲んで下さい

1	【死亡の事実を証明】 死亡した( )について「死亡の記載」があるものを	各	通
2	【死亡者との関係を証明】 ( )と( )の関係( )がわかるものを	各	通
3	【期間分の連続した証明】 死亡した( )について ( ) → ( ) までの連続した証明書を	各	通

上記、死亡者の小笠原村(島)当時の本籍地は

東京都 小笠原村(島)

筆頭者または戸主名

● この郵送請求をする方について

今回証明書を請求するのは(この申請書を書いたのは)		生年月日	大正・昭和・平成
署名	印	年	月 日
死亡者との関係	配偶者・父・母・子・祖父・祖母・孫・兄弟姉妹・その他( ) その他の方からの請求は委任状が必要です。		
住所	〒 ※証明書の送付先は住民登録をしている住所に限ります		
昼間連絡可能な電話番号			
請求理由または証明書の提出先			
その他連絡事項がありましたらこちらまたは裏面にご記入下さい			

郵送書類 □この申請書 □本人確認書類 □定額小為替 □返信用封筒(切手付・宛先記入)